

平成30年度衝突被害軽減ブレーキ装置導入助成事業
【実施要領】

平成30年4月1日
一般社団法人山梨県トラック協会

1.事業の趣旨

事業用自動車の交通事故を削減するため、車両総重量3,5トンを以上8トン未満の事業用貨物自動車に係る衝突被害軽減ブレーキを導入し、追突による事故を減少させることを目的とする。

2. 助成制度の対象者

協会会員事業者で資本金の額または出資の総額が3億円以下で常時使用する従業員の数が300名以下の会社及び個人。

2.助成金予算額

600,000円

3.助成金額

会員事業者が導入する機器

1台につき取得価格の1/4（上限50,000円）

※ 全ト協からも1台につき取得価格の1/2（上限100,000円）にて助成あり。

※ 国からの補助金を受けたものについては対象外とする。

4.助成対象機器

国の事故防止対策支援推進事業の対象機種と同一とする。

5.実施期間

助成金対象期間 平成30年4月1日から平成31年1月31日までに、装着・支払等すべてを完了したものとする。

6.申請受付期間

上記5.の期間内にすべてを完了したものについては、申請の受付を平成31年2月15日までとする。なお、助成金執行状況によっては早期に締め切ることもある。